

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年4月7日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	16番 杉嶋 秀美
17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
19番 太田 廣之	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

15番 山本 功

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局	八田 貴史
	山口 健司
	下村 祐未
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和4年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和5年4月7日午後2時18分

## 審議の経過

議 長        それでは、定刻になりましたが、本日は杉浦町長にご臨席をいただいておりますので、最初に杉浦町長よりごあいさつをいただきます。

杉浦町長、よろしくお願いたします。

町 長        【 あいさつ 】

議 長        ありがとうございます。杉浦町長は他の公務のため、退席されます。

議 長        それでは、ただいまから令和5年第4回農業委員会総会を開催させていただきます。ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議 長        それでは議事に入る前に、組織機構の変更及び事務局職員の人事異動についてお知らせいたします。

先程の町長あいさつにもございましたが、4月1日付で、産業振興課が農政課と商工推進室に分かれ、人事異動としては、産業振興課長、農業委員会事務局長併任の森山局長が商工推進室長になられ、後任として、産業振興課課長補佐からの昇任で「農政課長、農業委員会事務局長併任」として八田局長をお迎えすることとなりました。

また、産業振興課から「農業委員会事務局 主事」として下村さんをお迎えすることとなりました。

植山さんについては、3月31日付で定年退職をされましたが、4月から再任用職員として、再びお世話になることになりました。

それでは八田局長からごあいさつをいただきたいと思います。

局 長        【 あいさつ 】

議 長        どうもありがとうございました。  
続きまして、下村さんからごあいさつをいただきたいと思います。

下 村        【 あいさつ 】

議 長        どうもありがとうございました。  
続きまして、植山さんからごあいさつをいただきたいと思います。

植 山        【 あいさつ 】

議 長            どうもありがとうございました。

                  また、局長時代から4年間お世話になりました上村専門員は、再任用職員として検査住宅課へ異動になられましたのでお知らせします。

                  次に事務局ですが、先程ご紹介しました3名と山口局長補佐の4名体制となりますので、ご承知願います。

                  事務局職員の方々には色々とお世話になりますが、よろしく願いいたします。

議 長            さて、委員の皆様には、春の農作業等にお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

                  当委員会といたしましては、当面の間、引き続きマスクの着用及び検温等の感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

                  本日の署名委員は、16番杉嶋秀美委員、17番新司吉行委員のお二人にお願いします。

                  それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長            議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

                  事務局より、議案の提案及び説明を願います。

事務局            まず、議案の説明に入る前に、本会議も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、アクリル板を設置するとともに、できるだけ短時間での会議とするため、ポイントのみの説明とさせていただきますことを、ご了承願います。

                  それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

                  1ページをお開きください。1番でございます。

                  【 提案説明 】

                  場所については2ページの地図のとおりです。

事務局            本件については、譲渡人は農業経験が乏しく維持管理が難しいため、これまでからも譲受人が草刈り等の維持管理をされていたもので、今回、所有権の有償移転申請をされるものです。

                  譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

                  また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

                  したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

                  以上です。

議 長            1番については、地区担当委員の中村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

- 中 村 13番、中村です。  
1番の案件につきまして、4月4日に杉嶋委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。  
今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて2番について、事務局より説明を願います。
- 事務局 1ページにお戻りいただき、2番でございます。  
【 提案説明 】  
場所については3ページ及び4ページの地図のとおりです。
- 事務局 本件については、譲渡人は高齢のため、別の方と利用権設定をされていましたが利用権を解約して、今回の譲受人と所有権の有償移転申請をされるものです。  
譲受人はネギ栽培を主体として、利用権設定により耕作、出荷をされており、農作業従事日数につきましても、要件を満たしております。  
また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。  
したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
2番については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。
- 井 澤 1番、井澤です。  
2番の案件につきまして、3月28日に岩井委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。  
当該地は農地として、適正に管理されておりました。  
今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。
- 議 長 何かご質問等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よ

ろしいでしょうか。

それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長           ありがとうございます。挙手全員でございます。  
議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長           議案第2号、令和4年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について、を議題と  
します。1番から4番について事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局           それでは5ページをお開きください。  
議案第2号、令和4年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について、精華町長  
より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項  
の規定により、決定を求める。

6ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページの地図のとおりです。

6ページに戻っていただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおりです。

6ページに戻っていただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については14ページの地図のとおりです。

7ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおりです。

事務局           以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促  
進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長           それでは1番から4番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長           何かご質問等ございませんか。

議 長           異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よ  
ろしいでしょうか。

議 長           それでは、議案第2号の1番から4番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。  
議案第2号の1番から4番の計画は、議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、5番ですが農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局より、5番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは7ページをお開きください。5番でございます。  
場所については18ページ及び19ページの地図のとおりです。  
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。  
以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、5番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、5番の計画は議案どおり決定いたします。  
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第2号、5番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 20ページをお開きください。  
それでは報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。  
1番と2番については譲渡人が共通となりますので、一緒にご説明いたします。  
1番でございます。  
【 内容報告 】  
2番でございます。

【 内容報告 】

場所については21ページの地図のとおりです。

本件は、隣り合う農地で一般個人住宅をそれぞれ新築するため、今回、届出があったものです。

続きまして、20ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 内容報告 】

場所については22ページの地図のとおりです。

本件は、当該地北側の駐車場と合わせ、一体的に2区画の宅地分譲をするため、今回届出があったものです。

以上で報告を終わります。

議長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 続きまして、報告第2号、田から畑への変更計画届についてを事務局より報告願います。

事務局

23ページをお開きください。

それでは報告第2号、田から畑への変更計画届について、でございます。

【 内容報告 】

1番でございます。

場所については24ページの地図のとおりです。

本件は、令和4年12月総会で農地法第3条による兄弟間の贈与があった農地について、田を畑に変更し、果樹・路地野菜を栽培するため、今般、届出があったものでございます。

以上で報告を終わります。

議長 本件について、何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。  
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議長

それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和5年5月10日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議長　それでは、次回の総会を令和5年5月10日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時18分